

唐津市公告

唐津市ホームページリニューアル業務に係るプロポーザル手続開始の
公告について

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙唐津市ホームページリニューアル業務に係るプロポーザル実施要領のとおりとする。

令和6年4月10日

唐津市長 峰 達



1 業務概要

(1) 業務名

唐津市ホームページリニューアル業務

(2) 業務の目的

本市において、より価値あるホームページを構築・運用すべく、コンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）の入替を含めたりニューアルを実施するもの。

(3) 主な業務内容

別紙唐津市ホームページリニューアル業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

ア 構築期間

契約締結の日から令和6年12月31日まで

イ 保守運用期間

令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

ウ 新ホームページ公開日

令和6年12月下旬予定

(5) 履行場所

佐賀県唐津市広聴広報課及び別途定める場所

2 参加要件

(1) 1者単独による提案の場合

プロポーザルに参加する者は、次のア～ウの要件を満たすものとする。

ア 令和6年度において、唐津市の入札参加資格者登録名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に「情報処理」として登載されていること。

イ 令和6年度以前の5年度間、国又は人口10万人以上の地方公共団体において、CMSの導入を前提としたホームページの構築又はリニューアルを履行し、現在も稼働中で保守運用業務を継続して履行している実績があること。

ウ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札に参加させることができない事由等）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号）に基づく指名停止の措置を受けている者

(ロ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者

(ハ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者

(ニ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者

(ホ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(ヘ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ト) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(チ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(リ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、

直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(㉞) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(㉟) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(㊱) (㉞)～(㉟)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(㊲) 令和5年度に本市が実施した唐津市ホームページリニューアル事前準備支援業務の受託者

(2) 複数者共同による提案の場合

本プロポーザルにおいては、複数の事業者で構成される企業体（以下「共同企業体」という。）による参加を認める。その場合の要件は次のとおりとする。

ア 共同企業体の構成員の数は3者以内とする。

イ 共同企業体の構成員のいずれかを代表（以下「代表企業」という。）として定めること。

ウ 代表企業は応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当するものとし、本プロポーザルに関する本市との連絡は、代表企業とのみ行う。

エ 共同企業体のうち、代表企業は「2 参加要件(1)」の全ての要件を満たし、その他の構成員はア及びウを満たすものとする。

オ 共同企業体の構成員には、1者以上の唐津市内に本店又は支店を置く事業者が含まれていること。

カ 代表企業及び各構成員の役割や業務分担等を明確にした上で、構成員間で共同企業体協定書を締結し、市に提出すること。

キ 本業務の履行に際し、共同企業体の構成員全てが連帯責任を負うこと。

ク 応募後の代表企業及び構成員の変更は、原則として認めない。

ケ 提案募集に関する構成員の重複参加は認めない。

3 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、本市職員及び第三者からなる審査委員会において行う。

(2) 審査

次に掲げる一次審査及び二次審査の合計得点順位により、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。

なお、応募者が1者のみの提案の場合においても、評価の点数が一定以上であれば最優秀者として特定する。

ア 一次審査（書類審査）

失格事項に該当がないか確認後、CMS機能要件一覧、見積書を評価し、得点順位により上位4者程度を選出する。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を行う。

4 結果の通知

審査の結果については、審査対象者全員に対し電子メールで通知し、その後書面にて通知する。

5 結果の公表

審査委員会における審査の結果については、本プロポーザル手続完了後に公表するものとする。

6 応募及び参加の手続

(1) 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市役所政策部広聴広報課

電話番号 0955-72-9189（直通）

電子メール kouhou@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <https://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 関係書類の取得方法

本プロポーザルに係る関係書類は、唐津市ホームページにおいて配布する。ただし、仕様書において定める次の書類は、参加意向表明書を提出した者に対し、電子メールで配布する。

ア 本サイト構成要素案

- イ 特設サイト構成要素案
- ウ やさしい日本語対応希望ページ一覧

(3) 参加意向表明書の受付

- ア 参加意向表明書の提出期限
令和6年4月25日(木)午後5時00分まで

- イ 参加意向表明書の提出方法
事務局に電子メールで提出すること。

(4) 企画提案書等の受付

- ア 企画提案書等の提出期限
令和6年5月10日(金)午後5時00分まで

- イ 企画提案書等の提出方法
事務局に持参又は郵送
(持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送の場合は、締切日必着とする。)

(5) 提出部数

- ア 参加意向表明書 1部(電子メールによる提出)
- イ 企画提案書等 9部

7 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング(非公開)

実施予定日 令和6年5月下旬(場所及び時間は別途通知)

